

# 第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和7年11月10日午後3時00分~午後7時20分

主な審議事項 公開・非公開

- 1 金額審議
- 2 その他

出席状況	公益	3 / 3
	労側	3 / 3
	使側	3 / 3

## 審議要旨

- 1 金額審議

### 【審議経過】

労働者代表委員からは、この業界で働く人材は技能を持ったスペシャリストであり、人材確保や定着のため特定（産業別）最低賃金の優位性が必要である、労働者数100人未満の企業でも1万円以上引き上げており、物価上昇、従業員の生活を考えると、一定水準の要求は下げられないなどの主張がなされた。

使用者代表委員からは、国内のみならず、海外との競争激化による受注・売上減の中で、賃上げしたいのは山々だが経営基盤の維持が厳しい状況にあること、人材不足は鉄鋼業界に限らず全産業共通の問題であるなどの主張がなされた。

労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。

労使双方から公益委員案による採決が求められることから、次の採決案が提示された。

### 【公益委員案】

案1「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額1,008円を64円引上げ1,072円（引上げ率6.35%）とする。」

案2「発効日を法定発効とする。」

### 【結審】

採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。

案2は賛成8人により全会一致で公益委員案が議決された。

- 2 その他

特になし。